

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和7年4月1日

堺市議会議長 田淵 和夫 様

議員氏名 白江 米一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、6年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,360,000	@280000円 × 12ヶ月 = 3,360,000 円
2 その他	3,343	自 己 資 金
収 入 合 計	3,363,343	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費	30,000	30,000	セミナー研修代等
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	60,673	60,673	陳情・要請に伴う費用等
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	80,668	80,668	新聞代・議員活動書籍等
広 報 ・ 広 聴 費			
人 件 費	1,835,298	1,835,298	政務活動用職員の雇用代
事 務 ・ 事 務 所 費	1,356,704	1,353,361	家賃・電気代・駐車場・事務所機器維持管理等
支 出 合 計	3,363,343	3,360,000	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 6 年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 白江 米一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
〔研修費〕	R6. 4. 1～R7. 3. 31	研修参加費用。
〔要請・陳情活動〕 ガソリン代	R6. 4. 1～R7. 3. 31	ガソリン代
〔資料購入費〕 新聞代（産経新聞）	R6. 4. 1～R7. 3. 31	社会情勢等の情報収集の為、新聞及び、議会活動関係図書を購入した。
〔人件費〕 事務所人件費	R6. 4. 1～R7. 3. 31	議員が行う政務活動を事務補助する職員を雇用した。
〔事務・事務所費〕 事務所の賃借 駐車場の賃借 その他事務所内の使用消耗品・備品等	R6. 4. 1～R7. 3. 31	市政に関する調査研究を行う為、美原区阿弥に於いて、事務所・駐車場を賃借して、その他備品・事務用消耗品を購入した。

様式第10号(第6条関係)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・4・1	4-①		4,685	-4,685	携帯電話代(2月分)	⑨	
6・4・4	4-②		10,736	-15,421	コピー機リース代	⑨	
6・4・10		840,000		824,579	政務活動費 4・5・6月分		
6・4・10	4-③		1,320	823,259	フリーカットラベル	⑨	
6・4・11	4-④		2,544	820,715	ガソリン代(3月分)	③	
6・4・22	4-⑤		5,321	815,394	コピー機使用料	⑨	
6・4・22	4-⑥		7,565	807,829	電話・インターネット代	⑨	
6・4・25	4-⑦		60,032	747,797	家賃・電気代	⑨	
6・4・25	4-⑧		163,414	584,383	4月分 人件費	⑧	
6・4・25	4-⑨		19,200	565,183	駐車場代	⑨	
6・4・26	4-⑩		4,900	560,283	新聞代	⑥	
6・4・30	4-⑪		4,659	555,624	携帯電話代(3月分)	⑨	
月計		840,000	284,376				
累計		840,000	284,376	555,624			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・5・1	5-①		30,000	525,624	地方議員研修会「質問作成特別講座」	②	
6・5・7	5-②		10,736	514,888	コピー機リース代	⑨	
6・5・8	5-③		4,686	510,202	ガソリン代（4月分）	③	
6・5・20	5-④		7,103	503,099	コピー機使用料	⑨	
6・5・23	5-⑤		8,973	494,126	電話・インターネット代	⑨	
6・5・24	5-⑥		59,091	435,035	家賃・電気代	⑨	
6・5・24	5-⑦		119,960	315,075	5月分 人件費	⑧	
6・5・25	5-⑧		19,200	295,875	駐車場代	⑨	
6・5・26	5-⑨		4,900	290,975	新聞代	⑥	
6・5・31	5-⑩		4,877	286,098	携帯電話代（4月分）	⑨	
月計		0	269,526				
累計		840,000	553,902	286,098			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・6・1	6-①		960	285,138	文具(両開きチューブファイル・3冊パック)	⑨	
6・6・1	6-②		3,200	281,938	自治体の財政診断―財政指標の見方・読み方・考え方	⑥	
6・6・4	6-③		10,736	271,202	コピー機リース代	⑨	
6・6・8	6-④		7,480	263,722	電気工具(BLACK DECKER 電気ドライバー)事務所設備修繕の為	⑨	
6・6・12	6-⑤		4,888	258,834	ガソリン代(5月分)	③	
6・6・20	6-⑥		4,857	253,977	コピー機使用料	⑨	
6・6・21	6-⑦		6,496	247,481	電話・インターネット代	⑨	
6・6・25	6-⑧		60,464	187,017	家賃・電気代	⑨	
6・6・25	6-⑨		140,675	46,342	6月分 人件費	⑧	
6・6・25	6-⑩		19,200	27,142	駐車場代	⑨	
6・6・26	6-⑪		21,888	5,254	事務所火災保険	⑨	
6・6・29	6-⑫		4,900	354	新聞代	⑥	
月計		0	285,744				
累計		840,000	839,646	354			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・7・1	7-①		11,040	-10,686	ロールSマイルドプレーン(ロールスクリーン)	⑨	
6・7・1	7-②		5,026	-15,712	携帯電話(5月分)	⑨	
6・7・4	7-③		10,736	-26,448	コピー機リース代	⑨	
6・7・10		840,000		813,552	政務活動費 7・8・9月分		
6・7・12	7-④		80,000	733,552	夏期 寸志	⑧	
6・7・13	7-⑤		5,379	728,173	ガソリン代(6月分)	③	
6・7・19	7-⑥		4,614	723,559	解明 選挙法・政治資金法の手引き	⑥	
6・7・22	7-⑦		1,087	722,472	コピー機使用料	⑨	
6・7・23	7-⑧		6,481	715,991	電話・インターネット代	⑨	
6・7・24	7-⑨		4,900	711,091	新聞代	⑥	
6・7・25	7-⑩		62,348	648,743	家賃・電気代	⑨	
6・7・25	7-⑪		147,308	501,435	7月分 人件費	⑧	
6・7・25	7-⑫		19,200	482,235	駐車場代	⑨	
6・7・29	7-⑬		1,392	480,843	コピー用紙	⑨	
6・7・31	7-⑭		4,667	476,176	携帯電話(6月分)	⑨	
月計		840,000	364,178				
累計		1,680,000	1,203,824	476,176			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・8・5	8-①		10,736	465,440	コピー機リース代	⑨	
6・8・9	8-②		5,367	460,073	ガソリン代（7月分）	③	
6・8・16	8-③		3,476	456,597	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	⑥	
6・8・20	8-④		880	455,717	コピー機使用料	⑨	
6・8・23	8-⑤		6,481	449,236	電話・インターネット代	⑨	
6・8・23	8-⑥		63,787	385,449	家賃・電気代	⑨	
6・8・23	8-⑦		141,178	244,271	8月分 人件費	⑧	
6・8・25	8-⑧		4,900	239,371	新聞代	⑥	
6・8・25	8-⑨		19,200	220,171	駐車場代	⑨	
月計		0	256,005				
累計		1,680,000	1,459,829	220,171			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・9・2	9-①		4,942	215,229	携帯電話代（7月分）	⑨	
6・9・4	9-②		10,736	204,493	コピー機リース代	⑨	
6・9・13	9-③		5,378	199,115	ガソリン代（8月分）	③	
6・9・20	9-④		880	198,235	コピー機使用料	⑨	
6・9・20	9-⑤		6,481	191,754	電話・インターネット代	⑨	
6・9・25	9-⑥		63,192	128,562	家賃・電気代	⑨	
6・9・25	9-⑦		146,037	-17,475	9月分 人件費	⑧	
6・9・25	9-⑧		19,200	-36,675	駐車場代	⑨	
6・9・25	9-⑨		4,900	-41,575	新聞代	⑥	
6・9・27	9-⑩		2,408	-43,983	名刺ホルダー・名刺専用ポケット	⑨	
6・9・30	9-⑪		5,052	-49,035	携帯電話代（8月分）	⑨	
月計		0	269,206				
累計		1,680,000	1,729,035	-49,035			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・10・4	10-①		10,736	-59,771	コピー機リース代	⑨	
6・10・10		840,000		780,229	政務活動費 10・11・12月分		
6・10・11	10-②		5,211	775,018	ガソリン代（9月分）	③	
6・10・21	10-③		880	774,138	コピー機使用料	⑨	
6・10・21	10-④		6,552	767,586	電話・インターネット代	⑨	
6・10・24	10-⑤		4,900	762,686	新聞代	⑥	
6・10・25	10-⑥		61,208	701,478	家賃・電気代	⑨	
6・10・25	10-⑦		173,037	528,441	10月分 人件費	⑧	
6・10・25	10-⑧		19,200	509,241	駐車場代	⑨	
6・10・31	10-⑨		4,671	504,570	携帯電話代（9月分）	⑨	
月計		840,000	286,395				
累計		2,520,000	2,015,430	504,570			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・11・5	11-①		10,736	493,834	コピー機リース代	⑨	
6・11・8	11-②		2,723	491,111	ガソリン代（10月分）	③	
6・11・20	11-③		948	490,163	コピー機使用料	⑨	
6・11・21	11-④		8,636	481,527	電話・インターネット代	⑨	
6・11・24	11-⑤		4,900	476,627	新聞代	⑥	
6・11・25	11-⑥		60,166	416,461	家賃・電気代	⑨	
6・11・25	11-⑦		173,801	242,660	11月分 人件費	⑧	
6・11・25	11-⑧		19,200	223,460	駐車場代	⑨	
月計		0	281,110				
累計		2,520,000	2,296,540	223,460			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6・12・2	12-①		4,732	218,728	携帯電話（10月分）	⑨	
6・12・4	12-②		10,736	207,992	コピー機リース代	⑨	
6・12・8	12-③		6,950	201,042	明解 選挙法・政治資金法の手引	⑥	
6・12・8	12-④		5,003	196,039	ガソリン代（11月分）	③	
6・12・15	12-⑤		1,320	194,719	額たて中2個・小1個	⑨	
6・12・15	12-⑥		4,792	189,927	Nクリップディーブ2レギュラー4ダンM	⑨	
6・12・20	12-⑦		4,900	185,027	新聞代	⑥	
6・12・20	12-⑧		1,288	183,739	コピー機使用料	⑨	
6・12・21	12-⑨		7,059	176,680	電話・インターネット代	⑨	
6・12・25	12-⑩		61,676	115,004	家賃・電気代	⑨	
6・12・25	12-⑪		152,095	-37,091	12月分 人件費	⑧	
6・12・25	12-⑫		40,000	-77,091	冬期 寸志	⑧	
6・12・25	12-⑬		19,200	-96,291	駐車場代	⑨	
月計		0	319,751				
累計		2,520,000	2,616,291	-96,291			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・1・6	1-①		4,667	-100,958	携帯電話（11月分）	⑨	
7・1・6	1-②		10,736	-111,694	コピー機リース代	⑨	
7・1・10		840,000		728,306	政務活動費 1・2・3月分		
7・1・20	1-③		880	727,426	コピー機使用料	⑨	
7・1・21	1-④		7,598	719,828	ガソリン代（12月分）	③	
7・1・24	1-⑤		7,692	712,136	電話・インターネット代	⑨	
7・1・24	1-⑥		61,464	650,672	家賃・電気代	⑨	
7・1・24	1-⑦		116,408	534,264	1月分 人件費	⑧	
7・1・25	1-⑧		4,900	529,364	新聞代	⑥	
7・1・25	1-⑨		19,200	510,164	駐車場代	⑨	
7・1・31	1-⑩		4,660	505,504	携帯電話（12月分）	⑨	
月計		840,000	238,205				
累計		3,360,000	2,854,496	505,504			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第10号（第6条関係）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・2・4	2-①		10,736	494,768	コピー機リース代	⑨	
7・2・6	2-②		2,111	492,657	静音ワイヤレスブルーLEDマウス	⑨	
7・2・14	2-③		3,628	489,029	自治体議員 活動総覧 ～議員発言事例集～	⑥	
7・2・16	2-④		6,911	482,118	ガソリン代 （1月分）	③	
7・2・20	2-⑤		880	481,238	コピー機使用料	⑨	
7・2・21	2-⑥		10,508	470,730	電話・インターネット代	⑨	
7・2・25	2-⑦		61,860	408,870	家賃・電気代	⑨	
7・2・25	2-⑧		130,634	278,236	2月分 人件費	⑧	
7・2・25	2-⑨		19,200	259,036	駐車場代	⑨	
7・2・27	2-⑩		4,900	254,136	新聞代	⑥	
7・2・28	2-⑪		4,676	249,460	携帯電話代 （1月分）	⑨	
月計		0	256,044				
累計		3,360,000	3,110,540	249,460			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7・3・4	3-①		10,736	238,724	コピー機リース代	⑨	
7・3・10	3-②		8,250	230,474	WEBサポート代	⑨	
7・3・12	3-③		4,985	225,489	ガソリン代（2月分）	③	
7・3・21	3-④		944	224,545	コピー機使用料	⑨	
7・3・22	3-⑤		6,594	217,951	電話・インターネット代	⑨	
7・3・25	3-⑥		60,831	157,120	家賃・電気代	⑨	
7・3・25	3-⑦		110,751	46,369	3月分 人件費	⑧	
7・3・25	3-⑧		19,200	27,169	駐車場代	⑨	
7・3・25	3-⑨		4,900	22,269	新聞代	⑥	
7・3・27	3-⑩		10,752	11,517	折りたたみいす	⑨	
7・3・31	3-⑪		4,660	6,857	携帯電話代（2月分）	⑨	
7・3・31	3-⑫		10,200	-3,343	テレフォンアーム・メタルスリム代	⑨	
月計		0	252,803				
累計		3,360,000	3,363,343	-3,343			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団・白江 米一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和6年1月22日 ～ 令和7年1月21日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	40時間 / 週 (金～火曜1日8時間)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,200 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☐ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80 %</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 32 時間</u> (週勤務時間数) 40 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年1月22日から令和7年1月21日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。		
就業場所	白江米一事務所		
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。		
就業時間 （休憩時間）	金～火＝午前9時00分から午後5時00分まで （午後0時00分から午後1時00分）		
休 日	水・木曜・祝祭日及び年末年始（12/29 から 1/4） 祝祭日分及び水・木が祝祭日の場合、相談の上、振り替える		
賃 金	時給 1,200 円 交通費 月額 12,900 （マイカー通勤距離 [REDACTED]） 賞与（寸志）有り		
給与支払	毎月、15日締め、25日支払、指定口座に振込		
給与振込先	三井住友銀行 富田林支店 163 普通 口座 [REDACTED]		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和6年 9月 16日			
雇用者		白 江 米 一	[REDACTED]
被雇用者		[REDACTED]	

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党堺市議会議員団・白江 米一

ふりがな	[REDACTED]					
被雇用者の氏名	[REDACTED]					
生年月日	[REDACTED]					
住所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]					
雇用期間 (雇用開始日)	令和6年1月22日 ～ 令和7年1月21日					
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)					
勤務時間数	40時間 / 週 (金～火曜1日8時間)					
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100円				
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☐ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="/> 按分			80	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 32時間 (週勤務時間数) 40時間	
%	☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照					
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。					
備考						

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和6年1月22日から令和7年1月21日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。		
就業場所	白江米一事務所		
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。		
就業時間 （休憩時間）	金～火＝午前9時00分から午後5時00分まで （午後0時00分から午後1時00分）		
休 日	水・木曜・祝祭日及び年末年始（12/29 から 1/4） 祝祭日分及び水・木が祝祭日の場合、相談の上、振り替える		
賃 金	時給 1,100 円 交通費 月額 12,900 （マイカー通勤距離 [REDACTED] 賞与（寸志）有り		
給与支払	毎月、15日締め、25日支払、指定口座に振込		
給与振込先	三井住友銀行 富田林支店 163 普通 口座 [REDACTED]		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和6年 1月 20日			
雇用者		白 江 米 一	[REDACTED]
被雇用者		[REDACTED]	

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED]
現 住 所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和7年1月22日から令和8年1月21日まで。 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。		
就業場所	白江米一事務所		
仕事内容	堺市議会議員白江米一に関する事務（経理事務を除く）・庶務・地域活動（政務活動）のサポート。		
就業時間 （休憩時間）	月・火・金・土＝午前9時00分から午後5時00分まで （午後0時00分から午後1時00分）		
休 日	水・木・日・祝祭日及び年末年始（12/29 から 1/4） 祝祭日分及び水・木・日が祝祭日の場合、相談の上、振り替える		
賃 金	時給 1,200 円、 交通費 月額 12,900 （マイカー通勤距離 [REDACTED] 賞与（寸志）有り		
給与支払	毎月、15日締め、25日支払、指定口座に振込		
給与振込先	三井住友銀行 富田林支店 163 普通 口座 [REDACTED]		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和7年 1月 20日			
雇用者		白 江 米 一	[REDACTED]
被雇用者		[REDACTED]	

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党・市民クラブ 白江 米一

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和 7 年 1 月 22 日 ～ 令和 8 年 1 月 21 日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他（派遣等）		
勤務時間数	32 時間 / 週 （月、火、金、土曜 1 日 8 時間）		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,200 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ （ ）活動		
按分	80	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>（週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間） 25.6 時間</u> （週勤務時間数） 32 時間	
	%	☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

出 勤 簿 (2024 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
3/16	土	09:00	17:00	07:00		
17	日	09:00	17:00	07:00		
18	月	09:00	17:00	07:00		
19	火	09:00	20:00	07:00	03:00	残業
20	水	06:30	14:30		07:00	休日
21	木	休日	休日			
22	金	休日	休日			
23	土	09:00	17:00	07:00		
24	日	09:00	17:00	07:00		
25	月	09:00	17:00	07:00		
26	火	09:00	17:00	07:00		
27	水	休日	休日			
28	木	休日	休日			
29	金	09:00	17:00	07:00		
30	土	09:00	17:00	07:00		
31	日	06:00	15:30	07:00	01:30	残業
4/1	月	09:00	17:00	07:00		
2	火	09:00	17:00	07:00		
3	水	休日	休日			
4	木	13:00	21:30		07:30	休日
5	金	13:00	20:00	07:00		
6	土	休日	休日			
7	日	09:00	17:00	07:00		
8	月	09:00	17:00	07:00		
9	火	09:00	18:30	07:00	01:30	残業
10	水	休日	休日			
11	木	休日	休日			
12	金	09:00	19:00	07:00	02:00	残業
13	土	09:00	18:30	07:00	01:30	残業
14	日	09:00	17:30	07:00	00:30	残業
15	月	09:00	17:00	07:00		
合 計				147:00	24:30	
出勤日数				23	日	

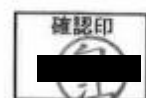


出 勤 簿 (2024 年 5 月)

氏名:



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
4/16	火	09:00	17:00	07:00		
4/17	水	休日	休日	00:00		
4/18	木	休日	休日	00:00		
4/19	金	09:00	17:00	07:00		
4/20	土	09:00	17:00	07:00		
4/21	日	13:00	18:00	05:00		
4/22	月	09:00	17:00	07:00		
4/23	火	09:00	17:00	07:00		
4/24	水	休日	休日	00:00		
4/25	木	休日	休日	00:00		
4/26	金	09:00	17:00	07:00		
4/27	土	09:00	17:00	07:00		
4/28	日	13:00	17:00	04:00		
4/29	月	09:00	17:00	00:00	07:00	
4/30	火	09:00	17:00	07:00		
5/1	水	休日	休日	00:00		
5/2	木	休日	休日	00:00		
5/3	金	休日	休日	00:00		
5/4	土	休日	休日	00:00		
5/5	日	休日	休日	00:00		
5/6	月	09:00	17:00	00:00	07:00	
5/7	火	09:00	17:00	07:00		
5/8	水	休日	休日	00:00		
5/9	木	休日	休日	00:00		
5/10	金	09:00	17:00	07:00		
5/11	土	09:00	17:00	07:00		
5/12	日	09:00	17:00	07:00		
5/13	月	09:00	18:30	07:00	01:30	
5/14	火	09:00	17:00	07:00		
5/15	水	休日	休日	00:00		
合計				107:00	15:30	
出勤日数				18 日		



氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
5/16	木	休日	休日			
5/17	金	09:00	17:00	07:00		
5/18	土	09:00	17:30	07:00	00:30	残業
5/19	日	09:00	18:00	07:00	01:00	残業
5/20	月	09:00	17:00	07:00		
5/21	火	09:00	17:00	07:00		
5/22	水	休日	休日	00:00		
5/23	木	休日	休日	00:00		
5/24	金	09:00	17:00	07:00		
5/25	土	09:00	17:00	07:00		
5/26	日	休日	休日	00:00		
5/27	月	09:00	17:00	07:00		
5/28	火	09:00	17:00	07:00		
5/29	水	休日	休日	00:00		
5/30	木	休日	休日	00:00		
5/31	金	09:00	17:00	07:00		
6/1	土	09:00	17:00	07:00		
6/2	日	09:00	17:00	07:00		
6/3	月	09:00	17:00	07:00		
6/4	火	09:00	17:00	07:00		
6/5	水	休日	休日	00:00		
6/6	木	休日	休日	00:00		
6/7	金	09:00	17:00	07:00		
6/8	土	09:00	17:00	07:00		
6/9	日	09:00	17:00	07:00		
6/10	月	09:00	17:00	07:00		
6/11	火	09:00	17:00	07:00		
6/12	水	休日	休日	00:00		
6/13	木	休日	休日	00:00		
6/14	金	09:00	17:00	07:00		
6/15	土	09:00	17:00	07:00		
合計				147:00	1:30	
出勤日数				21 日		

確認印

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
6/16	日	09:00	17:00	07:00		
6/17	月	09:00	17:00	07:00		
6/18	火	09:00	17:00	07:00		
6/19	水	休日	休日	00:00		
6/20	木	休日	休日	00:00		
6/21	金	09:00	17:00	07:00		
6/22	土	09:00	17:00	07:00		
6/23	日	09:00	17:00	07:00		
6/24	月	09:00	18:30	07:00	01:30	残業
6/25	火	09:00	17:00	07:00		
6/26	水	休日	休日	00:00		
6/27	木	休日	休日	00:00		
6/28	金	09:00	17:00	07:00		
6/29	土	09:00	17:00	07:00		
6/30	日	09:00	17:00	07:00		
7/1	月	09:00	17:00	07:00		
7/2	火	09:00	17:00	07:00		
7/3	水	休日	休日	00:00		
7/4	木	休日	休日	00:00		
7/5	金	09:00	13:30	04:30		
7/6	土	09:00	17:00	07:00		
7/7	日	09:00	17:00	07:00		
7/8	月	09:00	17:30	07:00	00:30	残業
7/9	火	09:00	17:00	07:00		
7/10	水	休日	休日	00:00		
7/11	木	休日	休日	00:00		
7/12	金	09:00	17:00	07:00		
7/13	土	09:00	17:00	07:00		
7/14	日	09:00	17:00	07:00		
7/15	月	09:00	17:00	00:00	07:00	休日出勤
合計				144:30	09:00	
出勤日数				22 日		



別紙参照 2

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
7/16	火	09:00	17:00	07:00		
7/17	水	休日	休日	00:00		
7/18	木	休日	休日	00:00		
7/19	金	09:00	17:00	07:00		
7/20	土	09:00	17:00	07:00		
7/21	日	09:00	17:00	07:00		
7/22	月	09:00	17:00	07:00		
7/23	火	09:00	17:00	07:00		
7/24	水	休日	休日	00:00		
7/25	木	休日	休日	00:00		
7/26	金	09:00	17:00	07:00		
7/27	土	09:00	17:00	07:00		
7/28	日	09:00	17:00	07:00		
7/29	月	09:00	17:00	07:00		
7/30	火	09:00	17:00	07:00		
7/31	水	休日	休日	00:00		
8/1	木	休日	休日	00:00		
8/2	金	09:00	17:00	07:00		
8/3	土	09:00	17:00	07:00		
8/4	日	09:00	17:00	07:00		
8/5	月	09:00	17:00	07:00		
8/6	火	09:00	17:00	07:00		
8/7	水	休日	休日	00:00		
8/8	木	休日	休日	00:00		
8/9	金	09:00	17:00	07:00		
8/10	土	09:00	17:00	07:00		
8/11	日	09:00	17:00	07:00		
8/12	月	09:00	17:00	00:00	07:00	休日出勤
8/13	火	09:00	17:00	07:00		
8/14	水	休日	休日	00:00		
8/15	木	休日	休日	00:00		
合計				140:00	07:00	
出勤日数				21 日		



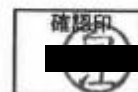
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
8/16	金	09:00	17:00	07:00		
8/17	土	09:00	17:00	07:00		
8/18	日	09:00	17:00	07:00		
8/19	月	09:00	17:00	07:00		
8/20	火	09:00	17:00	07:00		
8/21	水	休日	休日	00:00		
8/22	木	休日	休日	00:00		
8/23	金	09:00	17:00	07:00		
8/24	土	09:00	17:00	07:00		
8/25	日	13:00	17:00	04:00		
8/26	月	09:00	17:00	07:00		
8/27	火	09:00	17:00	07:00		
8/28	水	休日	休日	00:00		
8/29	木	休日	休日	00:00		
8/30	金	09:00	17:00	07:00		
8/31	土	09:00	17:00	07:00		
9/1	日	09:00	17:00	07:00		
9/2	月	09:00	17:00	07:00		
9/3	火	09:00	17:00	07:00		
9/4	水	休日	休日	00:00		
9/5	木	休日	休日	00:00		
9/6	金	09:00	17:00	07:00		
9/7	土	09:00	17:00	07:00		
9/8	日	09:00	17:00	07:00		
9/9	月	09:00	17:00	07:00		
9/10	火	09:00	17:00	07:00		
9/11	水	休日	休日	00:00		
9/12	木	休日	休日	00:00		
9/13	金	09:00	14:00	04:00		
9/14	土	09:00	17:00	07:00		
9/15	日	09:00	17:00	07:00		
合計				155:00		
出勤日数				23 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
9/16	月	09:00	17:00	00:00	07:00	休日出勤
9/17	火	09:00	17:00	07:00		
9/18	水	休日	休日	00:00		
9/19	木	休日	休日	00:00		
9/20	金	09:00	17:00	07:00		
9/21	土	09:00	17:00	07:00		
9/22	日	休日	休日	00:00		
9/23	月	13:00	18:30	00:00	05:30	休日出勤
9/24	火	09:00	17:00	07:00		
9/25	水	休日	休日	00:00		
9/26	木	休日	休日	00:00		
9/27	金	09:00	17:00	07:00		
9/28	土	09:00	17:00	07:00		
9/29	日	09:00	17:00	07:00		
9/30	月	09:00	17:00	07:00		
10/1	火	09:00	17:00	07:00		
10/2	水	休日	休日	00:00		
10/3	木	休日	休日	00:00		
10/4	金	09:00	17:00	07:00		
10/5	土	09:00	17:00	07:00		
10/6	日	09:00	17:00	07:00		
10/7	月	09:00	17:00	07:00		
10/8	火	09:00	17:00	07:00		
10/9	水	09:00	20:30	00:00	10:30	休日出勤
10/10	木	休日	休日	00:00		
10/11	金	09:00	17:00	07:00		
10/12	土	09:00	17:00	07:00		
10/13	日	09:00	17:00	07:00		
10/14	月	09:00	18:00	00:00	08:00	休日出勤
10/15	火	08:00	18:00	07:00	02:00	
合計				126:00	33:00	
出勤日数				22 日		



日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
10/16	水	09:00	17:00	00:00	07:00	休日出勤
10/17	木	休日	休日	00:00		
10/18	金	09:00	17:00	07:00		
10/19	土	09:00	17:00	07:00		
10/20	日	09:00	18:30	07:00	01:30	
10/21	月	09:00	17:00	07:00		
10/22	火	休日	休日	00:00		
10/23	水	09:00	17:30	00:00	07:30	休日出勤
10/24	木	09:00	17:30	00:00	07:30	休日出勤
10/25	金	09:00	20:30	07:00	03:30	
10/26	土	09:00	17:00	07:00		
10/27	日	09:00	20:00	07:00	03:00	
10/28	月	09:00	17:00	07:00		
10/29	火	09:00	17:00	07:00		
10/30	水	休日	休日	00:00		
10/31	木	休日	休日	00:00		
11/1	金	09:00	17:00	07:00		
11/2	土	09:00	17:00	07:00		
11/3	日	09:00	17:00	07:00		
11/4	月	09:00	17:00	00:00	07:00	休日出勤
11/5	火	09:00	17:00	07:00		
11/6	水	休日	休日	00:00		
11/7	木	休日	休日	00:00		
11/8	金	09:00	12:00	03:00		
11/9	土	09:00	17:00	07:00		
11/10	日	休日	休日	00:00		
11/11	月	09:00	17:00	07:00		
11/12	火	09:00	17:00	07:00		
11/13	水	休日	休日	00:00		
11/14	木	休日	休日	00:00		
11/15	金	09:00	17:00	07:00		
合計				122:00	37:00	
出勤日数				22 日		

確認印

別紙参照2

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
11/16	土	09:00	15:00	05:00		
11/17	日	09:00	17:00	07:00		
11/18	月	09:00	17:00	07:00		
11/19	火	09:00	17:00	07:00		
11/20	水	休日	休日	00:00		
11/21	木	休日	休日	00:00		
11/22	金	09:00	17:00	07:00		
11/23	土	09:00	17:00	00:00	07:00 /	休日出勤
11/24	日	13:00	17:00	04:00		
11/25	月	09:00	17:00	07:00		
11/26	火	09:00	17:00	07:00		
11/27	水	休日	休日	00:00		
11/28	木	休日	休日	00:00		
11/29	金	09:00	17:00	07:00		
11/30	土	09:00	17:00	07:00		
12/1	日	09:00	16:00	06:00		
12/2	月	09:00	17:00	07:00		
12/3	火	09:00	17:00	07:00		
12/4	水	休日	休日	00:00		
12/5	木	休日	休日	00:00		
12/6	金	09:00	17:00	07:00		
12/7	土	09:00	17:00	07:00		
12/8	日	09:00	17:00	07:00		
12/9	月	09:00	17:00	07:00		
12/10	火	09:00	17:00	07:00		
12/11	水	休日	休日	00:00		
12/12	木	休日	休日	00:00		
12/13	金	09:00	17:00	07:00		
12/14	土	09:00	17:00	07:00		
12/15	日	09:00	17:00	07:00		
合計				141:00	07:00	
出勤日数				22 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
12/16	月	09:00	17:00	07:00		
12/17	火	09:00	17:00	07:00		
12/18	水	休日	休日	—		
12/19	木	休日	休日	—		
12/20	金	09:00	17:00	07:00		
12/21	土	09:00	17:00	07:00		
12/22	日	09:00	17:00	07:00		
12/23	月	09:00	17:00	07:00		
12/24	火	09:00	17:00	07:00		
12/25	水	休日	休日	00:00		
12/26	木	休日	休日	00:00		
12/27	金	09:00	17:00	07:00		
12/28	土	16:00	22:00	00:00	06:00	休日出勤
12/29	日	休日	休日	—		
12/30	月	休日	休日	—		
12/31	火	休日	休日	—		
1/1	水	休日	休日	—		
1/2	木	休日	休日	—		
1/3	金	休日	休日	—		
1/4	土	休日	休日	—		
1/5	日	休日	休日	—		
1/6	月	09:00	17:00	07:00		
1/7	火	09:00	17:00	07:00		
1/8	水	休日	休日	—		
1/9	木	休日	休日	—		
1/10	金	10:00	17:00	06:00		
1/11	土	09:00	17:00	07:00		
1/12	日	09:00	17:00	07:00		
1/13	月	09:00	16:00	00:00	06:00	休日出勤
1/14	火	09:00	17:00	07:00		
合計				97:00	12:00	
出勤日数				16 日		

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1/16	木	休日	休日	—		
1/17	金	09:00	17:00	07:00		
1/18	土	09:00	16:00	06:00		
1/19	日	休日	休日	—		
1/20	月	09:00	17:00	07:00		
1/21	火	09:00	17:00	07:00		
1/22	水	休日	休日	—		
1/23	木	休日	休日	—		
1/24	金	09:00	17:00	07:00		
1/25	土	09:00	17:00	07:00		
1/26	日	休日	休日	—		
1/27	月	09:00	17:00	07:00		
1/28	火	09:00	17:00	07:00		
1/29	水	休日	休日	—		
1/30	木	休日	休日	—		
1/31	金	09:00	17:00	07:00		
2/1	土	09:00	17:00	07:00		
2/2	日	休日	休日	—		
2/3	月	09:00	17:00	07:00		
2/4	火	13:00	21:00	07:00	01:00	残業
2/5	水	休日	休日	—		
2/6	木	休日	休日	—		
2/7	金	09:00	17:00	07:00		
2/8	土	09:00	17:00	07:00		
2/9	日	休日	休日	—		
2/10	月	09:00	17:00	07:00		
2/11	火	09:00	17:00	—	07:00	休日出勤
2/12	水	休日	休日	—		
2/13	木	休日	休日	—		
2/14	金	09:00	17:00	07:00		
2/15	土	09:00	17:00	07:00		
合計				118:00	08:00	
出勤日数				18 日		

確認印



氏名: [REDACTED]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
2/16	日	休日	休日	—		
2/17	月	09:00	17:00	07:00		
2/18	火	09:00	17:00	07:00		
2/19	水	休日	休日	—		
2/20	木	09:00	12:00	—	03:00	休日出勤
2/21	金	09:00	17:00	07:00		
2/22	土	09:00	17:00	07:00		
2/23	日	休日	休日	—		
2/24	月	休日	休日	—		
2/25	火	09:00	17:00	07:00		
2/26	水	休日	休日	—		
2/27	木	休日	休日	—		
2/28	金	09:00	17:00	07:00		
3/1	土	09:00	17:00	07:00		
3/2	日	休日	休日	—		
3/3	月	09:00	17:00	07:00		
3/4	火	09:00	17:00	07:00		
3/5	水	休日	休日	—		
3/6	木	休日	休日	—		
3/7	金	09:00	17:00	07:00		
3/8	土	09:00	17:00	07:00		
3/9	日	休日	休日	—		
3/10	月	09:00	17:00	07:00		
3/11	火	09:00	17:00	07:00		
3/12	水	休日	休日	—		
3/13	木	休日	休日	—		
3/14	金	09:00	17:00	07:00		
3/15	土	09:00	15:00	05:00		
合計				103:00	03:00	
出勤日数				16 日		

確認印



引紙参照2

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 自由民主党市民クラブ 白江 米一

管理責任者 (議員名)	白 江 米 一		
事務所名	白江米一堺市議会議員事務所		
所在地	〒587 -0003 堺市美原区阿弥 110-14 TEL 072 (289) 7733		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX ）		
	他用途との兼用 ☒ 有 $\Rightarrow$ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☒ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等（関係団体）	
延べ面積	25.11 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☐ 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) ☒ 使用時間による 月 約 120 時間のうち 約 96 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80 % ☐ 水道代・・・ % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・80 % ☐ その他（携帯電話）・・・70 % 備品・消耗品・ネット代 80%	
	駐車場 賃借料	80%	月額 24,000 円 (政務活動費充当額 19,200 円)
		【所在地】 堺市美原区阿弥 101-7	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

定期建物賃貸借契約書

(事業用)

令和 元年 5 月 11日

白江 米一様

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)&及び借主(以下「乙」という。)&は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)&について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)&第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)&を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)&をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)&に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)&に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
 - 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
 - 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する口までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 長期に休業するとき
 - 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 三 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

2019年 5月11日

定期建物賃貸借契約についての説明

住所 堺市

貸主

印

住所 堺市北区北花田町18番地

代理人 有限会社ついでハウス



下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

記

(1) 物件	名 称	美原区阿弥事務所		
	所 在 地	堺市,美原区阿弥110番地14		
	部 屋 番 号	1階		
(2) 契約期間	始期	2019年 5月13日から		10年間
	終期	2029年 5月12日まで		

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2019年 月 日

住所

借主

印

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 白江 米一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	美原区阿弥事務所			1階	号室
					区画番号(	)
	所 在 地	(住居表示) 堺市美原区阿弥 110 番地 14				
		(登 記 簿) 堺市美原区阿弥 110 番地 14				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()／ 瓦葺・ 瓦葺 ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()／ (3)階建／全()戸				
種 類	居宅・店舗		新築年月	平成 22 年 3 月		
面 積	25.11 m ² (公簿)					
附属施設		トイレ設備				

頭書(2) 事業内容

市議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

2019年5月13日 から 2029年5月12日まで(10年間)
目的物件の引渡し時期 2019年5月11日

(契約終了の通知をすべき期間)

2028年5月13日から2028年11月12日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等	金 70,000 円 円)	共益費	月額 (内消費税等	×円 円)	家 財 保険料	実費（自己加入）円	
敷 金	金	円 (賃料 ヶ月)	札 金	金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等	×円 円)
保証金		×円 (賃料 ヶ月)	償 却					
その他の条件			水道代含みます、電気代は別途必要です。礼金は解約後も返還致しません。					
貸与する鍵	鍵 No.		玄関（出入口）		シャッター			
	本 数		2 本		1 本		本	
賃料等の支払時期			翌月分を毎月 末 日まで					
賃料等の 支払方法	☒ 振 込		三井住友銀行 金剛支店 普通					
	☐ 持 参		持 参 先					
	☐ 口座引落		委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)
	(自 宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・ 部署名)
	(携 帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名
	住所 堺市

管 理 業 者	商号又は名称		
所 在 地			TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名		
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、そ の右欄に所定の事項 を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
	☐ 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

一、契約条項第2条第2項及び第19条をご参照下さい。

頭書(9) 特約事項

- 一、本物件は現状有姿の状態で賃貸借を開始するものとします。
- 一、駐車については事務所前を使用するものとし、貸主の自宅駐車場は来客用としてのみ使用することができるものとします。但し、貸主の在宅時(休日含む)は使用することができません。
- 一、契約条項第6条(B)及び第18条第3項は非該当です。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5 月 11 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所	堺市		
乙・借主	氏名	白江 米一	TEL	
	住所	堺市		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所	堺市		

	A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表者の氏名	
	免許証番号	大阪府知事 (8) 第34135号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	平成31年3月21日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	西本 篤司	氏 名
	登 録 番 号	(大阪府知事) 第76072号	登 録 番 号
	業務に従事する 事 務 所 名	有限会社エイショウハウス	業務に従事する 事 務 所 名
	事務所所在地 TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	事務所所在地 TEL

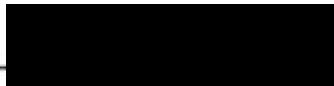
※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

露天駐車場契約書

所在：堺市美原区阿弥 1 0 1 番地 7

賃貸人：



賃借人：白 江 米 一

露天駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と 賃借人 白江米一 とは、下記場所を露天駐車場として、使用することで、賃貸借契約を締結した。

駐車場の場所

所在 堺市 [REDACTED]

駐車台数 2 台

第1条 賃借人は、賃借人関係の自動車2台を駐車目的のみに使用するものとする。

第2条 本件駐車場の賃料は月額金24,000円也とし、賃貸人は、毎月月末、翌月分を賃借人の事務所にて集金するものとする。

第3条 1、契約期間は、令和 元年 9月 1日から2年間とする。
2、契約期間中、中途解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第4条 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第5条 賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第6条 賃借人は、その代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

第7条 賃借人は看板等の工作物を設置するときは、賃貸人の同意を得るものとする。

第8条 本契約の終了の後、直ちに賃借人関係の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、また、第7条の看板等の工作物が設置されている場合は、直ちに撤去し、賃借人

が本件駐車場を賃貸借成立当時の現状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払を2ヶ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条 賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 9月 1日

賃貸人 住 所 堺市

氏 名

賃借人 住 所 堺市

氏 名

白江 米一

お申し込みの際のご注意

- この裏面の「リース契約」をよくお読みになり、必ずお申込者・連帯保証人予定者がご記入のうえお申し込みください。なお、この「お申し込み内容」は契約成立後「契約の内容を明らかにした書面」となります。
- お申込者は契約が成立した場合、借主となります。
- 連帯保証人予定者は契約が成立した場合、連帯保証人となります。

契約番号は後日送付する「**1**」で確認してください。

契約番号
4 5

リースお申し込みの内容

②連帯保証人様用

私は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」の内容に同意のうえ、本契約を申し込みます。

所在地	〒587-0003 TEL: 072 (289) 7733 大阪府堺市美原区阿弥110-14	買本金	5万円 (前期)	年商	5万円 (前期)	年 月	年 月
会社名(通称)	フリガナ シラエ ヨネカズ ツムヤ *株式会社・有限会社等は必ずご記入ください。 白江米一 事務所	実印を 3枚目に ご捺印 ください。	営業内容(具体的に)	代表者	役職・氏名	白江米一	TEL ()
代表者	フリガナ シラエ ヨネカズ 白江米一	※本件支払口座の届出印可 *インクタイプ印不可	意口担当者	部・課			
借主(個人)	フリガナ シラエ ヨネカズ 白江米一	TEL ()	配偶者	同居家族	居住年数		
借主(個人)	フリガナ シラエ ヨネカズ 白江米一	TEL ()	配偶者	同居家族	居住年数		

金融機関名	ゆうちょ 美原黒山 支店	金融機関 届出印を 4枚目に ご捺印ください。
フリガナ	シラエ ヨネカズ *株式会社・有限会社等は必ず、親類・代表者名は必ずご記入ください。	
口座名義人 (個人・法人)	白江米一	
記号(住所がある場合はここに記入ください)	番号(右からつめてご記入ください)	
ゆうちょ銀行	普通コード 166 契約種別コード 34 金融機関コード 9900 申込先口座番号 00140-3-24558 申込先加入者名 株式会社クレディセゾン	

私(連帯保証人予定者)は「リース契約」及び「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」の内容に同意のうえ、リース契約第27条に定める条件につき、申込者と連帯して履行の責を負うものとします。

連帯保証人予定者	フリガナ	TEL ()	性別	男 女	生年月日	年 月 日
お名前	フリガナ		3枚目に ご捺印 ください。	TEL		
勤務先	フリガナ		勤務年数	年	*インクタイプ印可	
連帯保証人予定者	フリガナ	TEL ()	性別	男 女	生年月日	年 月 日
お名前	フリガナ		3枚目に ご捺印 ください。	TEL		
勤務先	フリガナ		勤務年数	年	*インクタイプ印可	

注:リース期間中の中途解約はできません。またリース契約終了後、物件の所有権も移転しません。
下記物件の使用に際しての消耗品は? 負担により補充していただきます。

お申込日 20

個人情報の取扱いに関する
こと

①お客様が申し込み、又は契約された事実に関する情報は、与信判断及び所定後の管理のため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟と送受者及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟と提携により利用されます。
②詳細内容は別紙の「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項」をご確認ください。また同意事項記載の第2条(1)②および同意事項4条について同意されない場合は、同意事項6条に基づき対応させていただきますので、別途当社までお申し出ください。

お客様が 申し込みされる 会社名(貸主)	株式会社 クレディセゾン 〒170-6073 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 お問い合わせ窓口: ☎ 0570-666-789	取扱 支 社 ソ ン	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場1-12-11 西武ビルディング4F 株式会社クレディセゾン リース部 関西ブロック TEL: 06-7706-7720 FAX: 06-6201-1339
----------------------------	---	------------------------	--

リース物件	メーカー	商品名	型式	台数	指定電子計算機(メーカー・型式)
1	セイコーエプソン	コニカミル	複合機	1	
2	セイコーエプソン				
3	セイコーエプソン				
4	セイコーエプソン				
5	セイコーエプソン				

月額リース料	12,200円	リース期間	48ヶ月
消費税額	月額リース料に消費税率を乗じた金額(円未満切捨て)を 月額リース料に合算して自動振替させていただきます。	リース料総額	月額リース料 × リース期間
再リース料(年額)	年間リース料 × 1% (年初1回払)	前払リース料	最終支払月より ヵ月分充当
お支払方法	別途作成するご請求書に従って自動振替(毎月4日)の方法によりリース料金をお支払いいただきます。初回引き落としのみ、2ヵ月分のリース料を自動振替させていただきます。ご請求書は初回請求時に送付いたします。		

待記事項
リース物件にフロ
ンが使用されて
いる場合は次の特
約が適用されます。
フロンの第一種特約(定期リース)の特約
1 借主は、本契約第9条3の保守契約を別途借主が指定する者とのみ締結し、本契約第18条1の物件の返却を別途借主が指定する者のみに委託します。
2 借主が物件の返却を受けた後に当該物件の廃棄等を行うときは、借主は、貸主の請求によりフロンの廃棄等に要する費用を負担します。
3 借主は、前条5項に準いフロンの管理を行う必要があります。

社名	TEL 06-6993-0734	社名	TEL 06-6993-0734
住所	〒570-0095 大阪府守口市入島町1-12 守口KSビル	住所	〒570-0095 大阪府守口市入島町1-12 守口KSビル
TEL	株式会社 SOAソリューションズ	TEL	株式会社 SOAソリューションズ
担当部署		担当部署	
担当者		担当者	

587-0003

大阪府 堺市美原区

阿弥

110-14

白江米一事務所

江 米一

様



0005299# 07161 2511 00006222 01/01

ご請求書兼契約内容のご案内 発行日 2023年 7月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。

ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)

お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

記号: 4557987194904684

代表物件名

契約番号

コニカミノルタ bizhub C250is 複合機

ご契約内容

契約額	契約額	585,600 円
	消費税額	58,560 円
	契約額合計	644,160 円
月額リース料	月額リース料	12,200 円
	月額消費税	1,220 円
	月額リース料合計	13,420 円
お支払開始日		2023 年 8 月 4 日
支払明細については、下記案内より Net アンサー for Biz にご登録のうえご確認ください。		
契約年月日		2023 年 6 月 20 日
リース期間		2023 年 6 月 20 日より
(48ヶ月)		2027 年 6 月 19 日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4 日
金融機関	ゆうちょ銀行		
支店名	大阪貯金事務センター		
預金口座	普通	口座No.	
口座名義	シラエ ヨネカス		

〒170-6073

東京都豊島区東池袋 3-1-1

サンシャイン 60

リース部

株式会社 クレディセ

0570-666-789



いつでも閲覧可能

Net アンサー for Biz ご登録のご案内

Net アンサー for Biz とは、「ご請求書兼明細書」を WEB で閲覧できるサービスです。

以下の手順に沿ってご登録のうえ、「ご請求書兼明細書」をご確認ください。

御見積書

2023年5月2日

白江 米一事務所

御中

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。ご照会頂きました件、下記の通り御見積り申し上げます。何卒ご用命下さいますようお願い申し上げます。

SOA

株式会社 SOAソリューションズ

本社営業部 三課

大阪府守口市八島町1-12 守口KSビル

TEL 06-6993-0734

FAX 06-6993-0735

納 期 : 別途ご相談の上

受渡場所：貴社ご指定場所

取引方法：

有效期限：2023年5月31日

月額リース
(4年)

¥12,200

(消費税別途)

検 印	作 成

[illegible]